

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

利根町長 佐々木 喜章

市町村名 (市町村コード)	利根町 (085642)
地域名 (地域内農業集落名)	文地区 (早尾, 大平, 羽根野, 横須賀, 上曾根, 下曾根, 下井, 押付新田, 中田切)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

文地区は水稲中心の営農になっている。以前、区画形状が不正形な農地が多く排水や道路が未整備であったが、令和3年度より利根西部地区として大規模な基盤整備事業が現在も行われている。農業者の高齢化が進んでおり、今後離農する農家が出てくる可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲中心の営農だが農業者の高齢化が進んでおり、今後離農する農家が出てくる可能性がある。しかしながら農地の大部分において、基盤整備事業が完了すれば耕作しやすい環境になるため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう農地バンクを活用し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	277.19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	241.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
文地区の現在の農地利用は、認定農業者11名、農業法人1経営体が主に担っている。基盤整備に伴い、地域内外から農地を利用する者を確保し、認定農業者を中心に担い手へ集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難となった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな担い手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて農業を担う者への貸付を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
令和3年度より利根西部地区として大規模な基盤整備事業が現在も行われている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入を促進すること、新規就農者の育成を図ること及び新たな農業生産法人等の設立に向けた検討を行うこと等により対応していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
有用な支援等の情報があれば提供していただき、活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--